

平成 30 年度第 2 回人間文化研究機構経営協議会 議事概要

- 日 時： 平成 30 年 6 月 20 日（水） 14：00～16：00
- 場 所： 自然科学研究機構及び情報・システム研究機構合同会議室
- 出席者： 大原、嘉田、岸上、キャンベル、窪田、久留島、弦間、小松、佐藤（信）、佐村、サーラ、田窪、武田、長谷川、長谷山、平川、広渡、藤岡、宮崎、安成、山本、李の各委員
- 陪席者： 小泉、二ノ宮の各監事、大崎機構長特別顧問、西尾民博副館長
- 事務局： 監査室長、歴博、国文研、国語研、日文研、地球研及び民博の各管理部長、本部事務局の総務課長、企画課長、財務課長、財務課課長補佐その他関係職員

○ 概 要：

議事に先立ち、平成 30 年 4 月に就任した機構長及び理事からの挨拶並びに新たに就任した委員等の紹介があった。また、西尾民博副館長から、6 月 18 日（月）に発生した大阪府を震源地とする地震による民博の被害状況について報告があった。

また、事務局から、会議の定足数を満たしている旨の報告があった。

議 題：

（議事概要）

（1）平成 29 年度第 4 回議事概要について（資料 1）

機構長から、平成 29 年度第 4 回教育研究評議会議事概要について報告があった。

（2）平成 30 年度第 1 回書面審議の結果について（資料 2）

機構長から、平成 30 年度第 1 回書面審議の結果について報告があった。

（審議事項）

（1）平成 29 事業年度に係る業務の実績に関する報告書について（資料 3）

岸上理事から、資料 3 に基づき、平成 29 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（案）について説明があり、審議の結果、了承された。

なお、本件に係る今後の取り扱いについては、機構長一任とすることが了承された。

（2）平成 29 事業年度決算について（資料 4）

窪田理事から、資料 4 に基づき、平成 29 事業年度決算について説明があり、審議の結果、了承された。

（3）平成 31 年度概算要求について（資料 5）

窪田理事から、資料 5 に基づき、平成 31 年度概算要求について説明があり、審議の結果、了承された。

なお、本件に係る今後の取り扱いについては、機構長一任とすることが了承された。

（4）人間文化研究機構企画戦略会議規程の改正について（資料 6）

機構長から、資料 6 に基づき、人間文化研究機構企画戦略会議委員として、平成 30 年度に新設した副機構長、及び機構長が指名する機関の長 2 名を参画させるための規程改正を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。

（5）人間文化研究機構経営協議会から選出する機構長選考会議委員について（資料 7）

機構長から、資料 7 に基づき経営協議会の外部委員から機構長選考会議委員として 8 名を選出したい旨の説明があり、審議の結果、大原、嘉田、弦間、佐村、武田、広渡、宮崎、望月の各委員が選出された。

（報告事項）

（1）基幹研究プロジェクトに係る平成 29 年度の実施状況に関する評価結果について（資料 8）

岸上理事から、資料 8 に基づき、昨年度の基幹研究プロジェクトの評価結果、及び当該評価

結果に基づく追加配分額について報告があった。

(2) 平成 29 年度総合情報発信センター評価報告書について (資料 9)

佐藤理事から、資料 9 に基づき、平成 29 年度総合情報発信センター評価報告書について報告があった。

また、本件に関し、以下の意見等があった。

- ・ 人文機構の存在を周知する上で、メディア懇談会等を通して機構の理念的な部分を発信し、ブランディングしていく必要があるのではないか。
- ・ 人文機構の取り組みについて、研究者コミュニティに発信・評価してもらう必要があるのではないか。また、民間との連携等、より広い支持層を発掘する努力が必要である。

(3) 平成 29 年度監事監査報告について (資料 10)

小泉監事から、資料 10 に基づき、平成 29 年度監事監査報告について報告があった。

(4) 平成 30 年度監事監査計画について (資料 11)

小泉監事から、資料 11 に基づき、平成 30 年度監事監査計画について報告があった。

(5) 大学共同利用機関法人における会計監査人の選任について (資料 12)

窪田理事から、資料 12 に基づき、大学共同利用機関法人における会計監査人として、有限責任あずさ監査法人が選任された旨、報告があった。

(意見交換)

(1) 大学共同利用機関の今後の在り方について (資料 13)

窪田理事から、資料 13 に基づき、本年 5 月から科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会（以下「基盤部会」という。）において審議されている、大学共同利用機関の今後の在り方に関する検討状況について報告があった。また、機構長から、今後予定されている各機構法人からのヒアリングに関し、本機構の考え方等について説明があった。

これを受けて、以下の意見等があった。

- ・ 中央教育審議会において議論されている「大学等連携推進法人」に係る議論は、本来は地域連携プラットフォームの議論とセットで論じられるべきものである。その議論の枠組みを大学共同利用機関の今後の在り方に関する議論に当てはめようとする基盤部会の議論展開には違和感がある。むしろ、現行の個別の機関の事業は機能しているので、その中で人事交流やクロスアポイントメント制度を活用し、各機関の成果についていかに統合的に発信するかが重要であり、拙速に機関の統廃合について議論を行う必要はないのではないか。
- ・ 本件に係る基盤部会の議論が、学術の進展を第一の目的として行われているか疑問である。管理上の経営的メリットだけを勘案し、議論を進められているように見受けられる。
- ・ 4 法人による現体制の有用性等について総括が行われていない段階で、基盤部会において、先に現体制の改革ありきの議論が行われているのはおかしいと、機構から文部科学省へ主張するべきである。また、現体制の有用性については、機構法人への移行を主導した文部科学省に証明する責任がある。
- ・ 人文機構の存在意義を問われているのであるから、地方公共団体や産業界といった外部を巻き込む努力が必要である。
- ・ 中央教育審議会において議論されている私立大学の連携・統合に係る議論及び 18 歳人口減少に係る議論は、大学共同利用機関の在り方に係る議論とは別物であると社会的に声を上げて欲しい。
- ・ メディアや政界を大学共同利用機関の在り方に係る議論に巻き込めるかについて、検討が必要ではないか。

機構長から、本件について、7 月 12 日に開催予定の企画戦略会議においても議論をするため、引き続き意見を寄せて欲しい旨の依頼があった。

以上